

さて、御案内のとおり、労働安全衛生法第 55 条等に基づき、石綿等は、輸入等が禁止されているところ、昨年 12 月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の 0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されているところです。

今般、厚生労働省では、石綿等の製造等の禁止の履行確保を図るため、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則と大臣告示について所要の改正を行うこととしており、本改正概要案に関する Webex による説明会を以下のとおり開催いたしますので、貴会傘下会員に対して、メール等により周知くださいますようお願いいたします。

また、Webex による説明会への御参加を希望する場合には、会員各社から以下の申込み送付先メールアドレスにメールを送付するようご依頼ください。当該メールに返信する形で会議の URL 等を御案内いたします。

【石綿則改正概要案等に関する Webex による説明会】

開催日時：3 月 26 日（金）17 時 00 分から入室開始

17 時 15 分から説明開始

申込み送付先メールアドレス：risk-kaigi@mhlw.go.jp

申込みメールの記載事項は、以下のとおりです。

メールの件名：石綿則改正概要案等に関する説明会への参加申込み

参加者の所属企業名・団体名：

肩書き：

氏 名：

参加端末（デバイス）数：

※あらかじめ、参加者の上限に達しないか確認する必要があるため、各企業等の中で URL をシェアすることは可能ですが、参加企業・団体ごとに参加する端末（デバイス）数の登録をお願いいたします。

申込締切：3 月 25 日（木）17:00 まで

（補足）

石綿則改正概要案等に関する Webex による説明会でご説明する内容につきましては、3 月 19 日からパブリックコメントを開始しております。（詳細は、別添の URL から御参照願います。）。

また、ご意見の提出は、4 月 17 日までとなっておりますことを申し添えます。

案件番号：495200505 【石綿則】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200505&Mode=0>

案件番号：495200506 【告示】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200506&Mode=0>